平成２６年（フ）第１７８号
富山市五福2126番地　伊藤方
債務者　田村　達也
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１８３号
富山市堀川町108番地　コンチネンタル堀川103号
債務者　ファッツァイこと　松田　理香
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９２号
石川県小松市矢田野町ル81番地　シャミール矢田野207号室、従前の住所愛知県安城市日の出町９番21号　Ａ・ｃｉｔｙ日の出201
債務者　鈴木　道明
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第９６号
石川県小松市南陽町１番地145、従前の住所石川県金沢市窪４丁目153番地　カーサ183・201号
債務者　野澤　岩男
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第３１１号
山梨県中央市東花輪952番地18
債務者　古川　雄三
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３１６号
山梨県中巨摩郡昭和町上河東543番地　町営常永団地Ｂ棟302号
債務者　宮田　芳子
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２５７号
長野県松本市城西１丁目５番16号　城西メンタルセンター
債務者　滝澤　久子
1　決定年月日時　平成26年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１６１号
兵庫県伊丹市昆陽泉町６丁目５番８号、前住所兵庫県伊丹市御願塚４丁目９番１―103号
債務者　南川　雅史
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第３００号
兵庫県川西市笹部１丁目19番13号　106
債務者　南　千恵子
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第６５０号
兵庫県西宮市中須佐町９番８―702号
債務者　吉田　正枝
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６８１号
兵庫県尼崎市南塚口町７丁目25番15号メゾンヴェール塚口401号、前住所兵庫県尼崎市塚口町１丁目13番地の８サウザンド塚口408号
債務者　服部　浩二
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２５０号
兵庫県明石市二見町東二見515番地の１　メゾンドール明石東二見1012号
債務者　山本　道子
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２５４号
神戸市西区伊川谷町有瀬1325番地の３　メイアイ１号館108号
債務者　島元　裕司
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２６５号
徳島県徳島市応神町古川字戎子野89番地の１藤田マンション205号室、旧住所愛媛県今治市鯉池町３丁目１番45号
債務者　山本　晶子（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２６７号
徳島県鳴門市撫養町小桑島字前浜251番地カコーポ201号、旧住所徳島県鳴門市撫養町大桑島字蛭子山45番地　第二浜屋敷ビル246
債務者　松藤　雅一
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５９６号
埼玉県坂戸市三光町16番19号　ラポール小塚101号室、前住所埼玉県入間郡毛呂山町大字西大久保７番地19
債務者　井川　利昭
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部